

農業農村整備事業等の新コスト縮減計画

第1 コスト縮減対策の基本的考え方

1. 趣旨

厳しい財政事情の下、社会資本整備を着実に進めるため、平成9年4月に公共工事コスト縮減対策関係閣僚会議において「公共工事コスト縮減対策に関する行動指針」が策定された。政府は、この指針に基づき、公共工事執行システムの中で工事価格に影響を及ぼす様々な要因について改革を進め、平成12年9月に行ったフォローアップによれば、平成11年度までの3年間で10%以上のコスト縮減を目指すという目標をほぼ達成したところである。

このように、一定の成果が得られたものの、

依然として厳しい財政事情の下で引き続き社会資本整備を着実に進めていくことが要請されていること、

これまで実施してきたコスト縮減施策の定着を図ることや、

新たなコスト縮減施策を進めていくことが重要な課題であること

から、全閣僚よりなる公共工事コスト縮減対策関係閣僚会議において、「公共工事コスト縮減対策に関する新行動指針」(以下、「行動指針」という。)が平成12年9月1日に策定された。その中で、公共工事担当省庁は、行動指針を踏まえ、関係公団等の行う所管の公共工事を含む各省庁の行動計画を直ちに策定するものとなっている。

このことを踏まえ、農業農村整備事業及び海岸保全事業の直轄事業(以下、「農業農村整備事業等」という。)の実施に当たり、工事コストの低減だけでなく、工事の時間的コストの低減、施設の品質の向上によるライフサイクルコストの低減等も含めた総合的なコスト縮減対策を計画的に推進するため、新たに「農業農村整備事業等の新コスト縮減計画」(以下、「コスト縮減計画」という。)を策定するものである。

2. 基本的考え方

コスト縮減計画は、政府全体として取り組む「行動指針」に定められている具体的施策のうち、農業農村整備事業等において取り組むべき施策を取りまとめた。

「農業農村整備事業等のコスト縮減計画」(平成9年4月4日付け9構改D第299号構造改善局長通達)に基づくこれまでの3年間の取り組みと同様の工事コストの低減のほか、工事の時間的コストの低減、施設の品質の向上によるライフサイクルコストの低減等の施策を加えた総合的なコスト縮減対策を実施する。

3. 目標期間

コスト縮減計画の目標期間は、平成 12 年度から平成 20 年度末とする。

4. 地方公共団体への協力要請等

地方公共団体に対し、コスト縮減計画を参考に引き続き積極的に施策に取り組むよう要請する。

また、地方公共団体における公共工事コスト縮減を推進するため、地方公共団体との情報交換を継続するとともに、地方公共団体に対する必要な支援を行う。

5. フォローアップ

コスト縮減計画の実施状況については、具体的施策の着実な推進を図る観点から、適切にフォローアップする。

第2 具体的施策

1. 具体的施策の実施に当たっての留意点

1) 機能・品質の確保

農業農村整備事業等のコスト縮減については、社会資本が本来備えるべき供用性、利便性、公平性、安全性、耐久性、環境保全、省資源、美観、文化性等の所要の基本機能・品質を満足させた上で、総合的なコスト縮減を目指すものである。

2) 不当なしわ寄せの防止

具体的な施策によるコスト縮減の裏付けなしに工事価格のみを下げることで、下請け企業、資機材供給者、労働者等一部の関係者が、不当なしわ寄せを被るような状態を生起させてはならない。

3) 不正行為の防止

工事の入札・契約制度の改革の一層の推進を図るとともに、入札談合等の不正行為の根絶に努め、適切な工事のコスト形成に資することとする。

2. 具体的施策

次に定める具体的施策については、平成 20 年度末までに実施するものとする。

なお、コスト縮減計画策定後も、社会経済情勢の変動に的確に対処しつつ引き続き新たにコスト縮減に資する事項の調査等を進め、必要に応じて実施すべき施策として位置付けていくものとする。

また、コスト縮減効果については、原則として従来からの手法により計測するものとするが、これによることが適当でない施策については、当該施策の特性に応じ、できるだけわかりやすい指標により計測するよう努めるものとする。

1) 工事コストの低減

平成9年度から11年度までの3年間の取り組みと同様に、工事の計画・設計等の見直し、工事発注の効率化、工事構成要素のコスト低減、工事実施段階での合理化・規制改革等のための具体的施策を継続・充実して実施することにより、工事コストを低減するものとする。

これらの施策の実施によるコスト縮減効果については、工事費に対する縮減率で表すことにし、縮減率は、施策適用前後の比較設計による縮減額の積み上げや建設物価の実質変動率により算定するものとする。

(1) 工事の計画・設計等の見直し

a. 計画手法の見直し

工事の実施に当たって、必要以上に華美・過大なものとなっていないか、適切な整備水準かなどの観点で検討し、必要な施策を講じるものとする。

(施策事例)

他事業と連携した工事の実施

既存施設を有効利用した工事の実施

b. 技術基準等の見直し

技術基準等が急速な科学技術の進歩に対応できているか等の観点に立って、技術基準等を継続的に点検し、必要に応じてその見直しを行うものとする。

また、技術基準等の見直しに当たっては、国際基準等との整合を勘案しつつ、性能規定化を進めるものとする。

(施策事例)

「農道」「農地地すべり防止対策」等の土地改良事業計画設計基準「計画」の見直し

「水路工」「ダム」等の土地改良事業計画設計基準「設計」の見直し

「施設機能診断・改修」「環境設計」等の設計技術指針の整備

c. 設計方法の見直し

コスト縮減の観点から、地域の特性や現場条件等に応じた最適設計に資するため、積極的に民間から技術提案を受けるなど、構造形式や施工方法等を組織全体で多角的に検討する体制の定着を図るものとする。

また、性能規定の考え方に基づく新しい設計の採用やプレキャスト製品の標準化を進めるものとする。

(施策事例)

設計VE等の推進

コスト縮減に資する設計方法の普及

d. 技術開発の推進

長期的にコスト縮減につながる技術の官民の連携による研究開発を進めるほか、民間に

において開発された新技術について、パイロット工事の実施、情報提供や情報交換体制の整備等の新技術を活用・普及するための制度を充実し、これら技術の活用・普及を促進するものとする。

(施策事例)

コスト縮減に資する研究開発について官民共同研究開発等の充実
新材料・新工法等の活用
新技術を蓄積、普及するためのマニュアル等の整備

e . 積算の合理化

公共工事担当省庁等間との連携を深め、積算基準等の統一、明確化、公開等を一層進めるものとする。また、農業農村整備 C A L S 等の推進に併せて積算に必要な数量データ、設計図面の電子化の拡大等を進めるものとする。

(施策事例)

公共工事担当省庁等間の積算調整会議の継続
積算に使用する数量データ、設計図面等の電子化の推進
施工技術の変化を機動的に積算基準等に反映
共通仕様書の電子化と公開

(2) 工事発注の効率化等

a . 工事の平準化

工事の計画的かつ迅速な発注、適切な工期の設定、国庫債務負担行為の活用等により、工事の平準化を引き続き積極的に推進するものとする。

また、地方公共団体に対しても、一層の平準化への取り組みを要請するものとする。

(施策事例)

工事の計画的な発注、適切な工期の設定、国庫債務負担行為の活用等による円滑な工事の実施
地方公共団体に対する一層の平準化への取り組みの要請

b . 適切な発注ロットの設定

中小建設業者の上位ランク工事への参入機会の拡大等中小企業者の受注機会の確保に配慮しつつ、適切に発注ロットを設定するものとする。また、事業箇所の重点化等により投資の重点化を図るものとする。

(施策事例)

中小企業者の受注機会の確保に配慮しつつ、適切な発注ロットの設定を推進
地方公共団体に対する国と同様の取り組みの要請

c . 入札・契約制度の検討

技術による競争を促し、民間の技術力を活用するため、技術提案を受け付ける入札・契約方式 (V E 方式、総合評価方式等) など新しい方式を適用する工事の拡大を図るとともに、さらに提案を出しやすい仕組みへの改善などを進める。また、設計面ではプロポーザ

ル方式の適用を拡大するものとする。

(施策事例)

技術提案を受け付ける入札・契約方式（V E 方式、総合評価方式等）を適用する工事の拡大等と制度内容の改善
コンサルタント業務のプロポーザル方式の適用を拡大

d . 諸手続の電子化等

各種工事関係文書等の標準化・電子化、電子調達システムの導入などC A L S / E C 化を進めるものとする。

また、地方公共団体における同様の取り組みを支援するものとする。

(施策事例)

各種工事関係文書の標準化・電子化
電子調達システムの導入
地方公共団体に対する国と同様の取り組みへの支援

(3) 工事構成要素のコスト低減

a . 資材調達の諸環境の整備

品質を確保しつつ、多様な資材調達環境を引き続き整備するため、海外資材の活用促進、資材の規格・仕様等の標準化・統一化等を進めるものとする。

(施策事例)

海外資材をモデル的に活用する工事の実施を通して海外輸入資材の活用促進
資材の規格・仕様等の標準化・統一化、性能規定化
品質検査等の簡素化

b . 優良な労働力の確保

工事の平準化、高齢化対策、若年労働者確保対策、労働環境の改善等を通じ、優れた建設技能者の安定的確保を図るものとする。

(施策事例)

労働環境改善の支援

(4) 工事実施段階での合理化・規制改革等

a . 労働安全対策

事業者にも効率的な安全管理の普及を図るとともに、情報提供や安全教育等に対する支援を行う。また、事故情報の共有化を図るとともに、事故情報を分析し安全対策に反映させる。さらに、建設機械施工の安全性の向上に取り組むものとする。

(施策事例)

建設事故情報の分析と対策情報の提供

b . 交通安全対策

路上工事において、集中工事の実施の促進等により、路上工事の効率的実施と渋滞時間

の低減を図るものとする。

(施策事例)

集中工事の実施や混雑時間帯を避けた工事の実施の促進

c . 建設副産物対策

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律を中心とした新たな制度の適正な運用、建設副産物の発生抑制技術や再生利用技術の開発、情報交換システムの充実、活用等により、引き続きリサイクル率を向上させながらコストの低減を図るものとする。

(施策事例)

建設副産物の発生抑制の推進

再生資源の利用促進及びリサイクル技術の開発の推進

情報交換システムの充実、活用

公共工事関係省庁間の連絡の強化

d . 埋蔵文化財調査

工事の実施に伴う埋蔵文化財調査を円滑に実施するため、公共工事部局と文化財保護部局との連絡調整体制を継続するものとする。

(施策事例)

文化財保護部局との連絡調整体制の継続

2) 工事の時間的コストの低減

工事の実施において、工事箇所の集中化、新技術の活用による工事期間の短縮等により時間的効率性の向上を図るものとする。

これらの施策の実施によるコスト縮減効果については、工事箇所数、短縮時間、短縮による便益など施策の特性に応じた指標で計測するものとする。

(施策事例)

工事箇所の集中化、他事業との連携による機能の早期発現

新技術の活用による工事期間の短縮

3) ライフサイクルコストの低減

より耐用年数の長い施設、省資源・省エネルギー化に資する施設、環境と調和する施設等の整備を推進するなど、施設の品質の向上を図ることにより、ライフサイクルを通じてのコストの低減や環境に対する負荷の低減を図るものとする。

これらの施策の実施によるコスト縮減効果については、転換率など施策の特性に応じた指標で計測するものとする。

a . 施設の耐久性の向上 (長寿命化)

ライフサイクルを通じてのコスト低減の観点から、施設の長寿命化を図るものとする。

(施策事例)

耐久性を向上した構造物に転換

b . 施設の省資源・省エネルギー化（維持管理費の低減）

ライフサイクルを通じてのコスト低減の観点から、施設の省資源、省エネルギー化を図るものとする。

（施策事例）

太陽光、風力、水力等のクリーンエネルギーを活用する施設の整備

c . 環境と調和した施設への転換

環境に係るコスト等の低減の観点から、環境と調和した施設、バリアフリー化した施設に転換するものとする。

（施策事例）

環境調和型に転換した施設の整備

バリアフリー化した施設の整備

4) 工事における社会的コストの低減

建設副産物対策の推進、環境対策による環境負荷の低減、工事中の交通渋滞緩和、工事中の事故の減少などを通じての社会的なコストの低減を図るものとする。

これらの施策の実施によるコスト縮減効果については、リサイクル率など施策の特性に応じた指標で計測するものとする。

a . 工事におけるリサイクルの推進

建設副産物等のリサイクル等を進めることにより、資源の有効利用や環境負荷の低減を図り、社会的コストを低減するものとする。

（施策事例）

建設副産物対策の推進

再生資源や資源循環に資する資材等の活用

b . 工事における環境改善

工事における環境改善により環境負荷の低減を図り、社会的コストを低減するものとする。

（施策事例）

環境負荷の低減に資する建設機械の採用

工事におけるISO14001の運用の検討

c . 工事中の交通渋滞緩和対策

現道上での交通渋滞を緩和するよう工事を工夫し、社会的コストを低減するものとする。

（施策事例）

路上工事における集中工事等の実施

d . 工事中の安全対策

工事において安全性の水準を改善することにより、人的な損失を低減するものとする。

(施策事例)

事業者に対する安全管理について、助言、情報提供、安全教育等の支援
建設事故情報の分析による安全対策への反映
建設機械施工の安全性向上

5) 工事の効率性向上による長期的コストの低減

各種の規制改革等を通じた効率性の向上、個々の工事における新技術の活用、工事情報の電子化や電子交換等の実施、建設業における情報技術 (I T) の利用拡大、入札・契約制度の的確な運用等を通じた不良・不適格業者の排除等を通じて、長期的なコスト縮減を図るものとする。

これらの施策の実施によるコスト縮減効果については、規制改革の実施状況、工事情報の電子化を実施した工事件数等施策の特性に応じた指標で計測するものとする。

a . 工事における規制改革

工事に関する各種の規制改革の実施を通じて、長期的にコスト低減を図るものとする。

(施策事例)

工事における規制改革
工事における I S O 9 0 0 0 s の導入

b . 工事情報の電子化

工事情報や手続の電子化等により工事の効率化を図るとともに、建設業における情報技術 (I T) の利用を拡大し、長期的にコスト低減を図るものとする。

(施策事例)

工事情報の電子化や電子交換の実施
工事の入札手続の電子化の実施
地方公共団体への技術的支援

c . 工事における新技術の活用

工事における新技術の活用により、長期的にコスト低減を図るものとする。

(施策事例)

工事における新技術の採用
技術提案を受け付ける入札・契約方式の採用